

職務に専念する義務の特例に関する条例施行細則の全部を改正する規則を公布する。

平成17年8月31日

京都市長 梶本 頼 兼

京都市規則第53号

職務に専念する義務の特例に関する条例施行細則の全部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する条例施行細則の全部を次のように改正する。

職務に専念する義務の特例に関する条例施行細則

(職務に専念する義務を免除する対象となる団体又は機関)

第1条 職務に専念する義務の特例に関する条例(以下「条例」という。)第2条第

3号の規定に基づき、市長が指定する団体又は機関は、次のとおりとする。

- (1) 国、他の地方公共団体及びその他の公共団体又はこれらの機関
- (2) 共済組合、健康保険組合その他の職員の福利厚生事業を行う団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共的な事業を行う団体

2 前項各号に掲げる団体又は機関は、本市の事務を遂行するために直接又は間接に必要と認められるものに限るものとする。

(職務に専念する義務を免除する場合)

第2条 条例第2条第4号の規定に基づき、市長が職務に専念する義務を免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 本市が行う任用試験及び職務の遂行に関連のある資格試験を受験する場合
- (2) 国、本市又は他の地方公共団体が行う研修の講師として講義をする場合
- (3) 公聴会、審議会、裁判等に講師、証人、参考人等として出席する場合
- (4) 職務の遂行に関し密接な関連を有する会議、委員会、学会、研究会等に出席する場合
- (5) 公の選挙又は投票において選挙権を行使する場合

- (6) 不利益処分審査を請求し、又は給与その他勤務条件に関し当局に意見若しくは不満を申し出る場合
- (7) 職員団体の会議等のうち、当局と適法な交渉を行うために特に必要と認められるものに出席する場合
- (8) 地震、火災、水害等の災害に際して、消火及び書類又は器物の搬出並びに警備等に従事する場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認め、又は特にやむを得ない理由があると認める場合

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)